

2006（平成18）年7月26日
放送と人権等権利に関する委員会決定第29号

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]
委員長 竹田 稔

申立人 A
 B
 C

被申立人 日本テレビ放送網株式会社

．申立てに至る経緯

対象となった放送番組

日本テレビ 報道番組「先端研」

放送時間

2005年11月22日 午前1時45分から約30分間放送

「先端研」は、日本テレビの説明によると、ニュース離れが進む若年層をターゲットに、気になる「先端的なテーマ」を取り上げた報道局制作の深夜番組であり、05年4月から12月まで週に1回関東ローカル枠で放送された。

「政治家を志す若者たち」というテーマで放送された本件番組は、主に以下の4つのパートから成り立っている。

- ・元フリーターから当選した（東京の）中野区議
- ・自分たちで政党をつくった「日本公進党」の党首ら
- ・早稲田大学雄弁会の学生たち
- ・松下政経塾の塾生たち

今回申立てを行ったのは、04年10月に「日本公進党」を立ち上げたいずれも20歳代の党首・A、幹事長・B、幹事・Cの3氏で、「当該放送は、当方の活動につ

いて誤解を与える表現を使い、また作為的な編集や演出が行われた結果、我々の名誉が傷つけられた」としている。

申立人らは、当初05年12月に日本テレビ報道局長宛に公開質問状を送るなどして局側の説明を求めていたが、06年2月に担当プロデューサーと電話で話しあった後、書面による回答を求めていた。

被申立人の日本テレビは、06年4月に報道局担当プロデューサー名で「当該番組は取材で浮かび上がった事実をありのままに伝えたもので、事実を歪曲して編集していない。したがって、取材方法や編集作業において謝罪や訂正すべき点があるとは考えていない」と回答した。

申立人らは、この回答を不満として同年4月9日付けで「申立書」を本委員会に提出した。

・ 申立人の申立ての要旨

1．政治家候補者としての信頼・名誉が傷つけられたとの主張について

我々申立人は、当初日本テレビから取材申し込みを受けた際、我が党の活動を紹介してもらえる番組の取材と好意的な見方をしていた。

ところが、「事実と異なる誤解を与える放送内容」によって申立人らの名誉が傷つけられた。その要旨は以下のとおりである。

A申立人については、

「政治活動では食えるわけもなく、親のすねをかじった生活」というナレーションと「親のすねをかじった生活」というテロップ（字幕スーパー、以下同じ）が挿入され、視聴者に「親の援助を受けて政治活動を行っている」という間違った認識を与え、政治家志望者としての信頼を低下させられ名誉を傷つけられた。

A申立人の母親がインタビューに答えて「安定した職業についてもらいたい。複雑な気持ち」と述べた場面の後に加えられた「親の心配もどこ吹く風」というナレーションによって名誉を傷つけられた。

また、駅前で街頭演説をしているA申立人のシーンに、「得体の知れない若者の演説に街の人は・・・」というナレーションが入っているが、「得体の知れない」という表現も申立人の人格及び尊厳、名誉を傷つける不適切な表現である。

申立人ら3名については、

日本公進党本部を紹介するシーンにおいて「政党らしく事務所も構えた」とのナレーションが入っているが、「らしく」という表現を用いることによって、「政党でないのに、政党のように見えるように事務所も構えている」という印象を与え、申立

人ら3名の日本公進党役員としての名誉が傷つけられた。

AおよびB申立人については、

「日本公進党で何が実現できるのか」とのディレクターの問いかけにC申立人が答えに窮したことにつづいて、「政治家になって何をしたいのかわからないのはいかがなものか」との問いかけに両名が「それはまずいですよ」と同調したシーンだけを放送し、その後の質問に対する回答をすべてカットした作為的編集によって、政治家候補者である両名の名誉が傷つけられた。

2．作為的な編集により公平さを欠く取扱いがなされたとの主張について

放送局は番組制作に当たって、取材対象にプラス面とマイナス面がある場合、双方をバランスよく織り交ぜ、総じてマイナスとなる編集・演出を避けるよう努力すべきではなかったか。申立人と我が党に関する扱いは、マイナス面だけが取り上げられており公平さを欠いているといえる。

また、取材対象者である申立人は、番組編集の方針などについて説明を受ける権利を有しているが、被申立人はこうした説明責任を果たしていない。

役員インタビューのシーンでは、稚拙な回答と指摘されてもやむを得ないものとは認めるが、作為的にカット、編集されて放送されたことは、大きな問題であり、真実をねじ曲げ、視聴者に大きな誤解を与えたといえる。

本件事案について審理の公正を期すために、当該局は取材テープを当方ないしBRCに提供することを提案する。

3．放送後の対応について

当該局に公開質問状を送ってから、それに対する文書による回答をもらうまでに4か月弱もかかるなど実に誠意のない対応だ。なかでも、05年12月18日付で出した「公開質問状」は完全に無視され、年を越して当方がBRCに苦情申立てを打診した話が伝わって、ようやく担当プロデューサーから電話があったのは、「公開質問状」を発して2か月近くたってからである。

被申立人は、「回答が我が党の宣伝・売名に使われる恐れがあった」と説明しているが、内実は「放って置けばいずれは黙るであろう」という心情から無視したものと推測・指摘されてもやむを得ないのではないか。

．被申立人の答弁の要旨

1．政治家候補者としての信頼・名誉が傷つけられたとの主張について

本件番組の放送に当たっては、取材によって得られた事実を歪曲したことはなく、番組中の論評なども含めて名誉毀損等の問題はない。

申立人らは政党の幹部という公的な存在で、表現の自由と名誉毀損という観点から見た場合、批判的な意見を広く受忍しなければならない立場にあるといえる。

A申立人が「事実と異なる誤解を与える放送内容」と指摘している「親のすねをかじった生活」というナレーションとテロップによる表現は、親から何らかの援助を受けながら生活する場合に用いられる表現であって、問題ないものとする。

「親の心配もどこ吹く風」というナレーションは母親の心配をよそに安定した職を捨て、政治活動をつづけるA申立人の姿勢について論評したもので、論評の前提となる事実の重要な部分は真実であり、論評としての限度を逸脱していないから名誉毀損は成立しない。

「得体の知れない」というナレーションによる表現も、論評としての限度を超えた個人攻撃にわたる表現ではなく、名誉毀損は成立しない。

また、「政党らしく事務所も構えた」という表現は、なんら日本公進党の社会的評価を害するものではない。

さらに、作為的編集により政治家候補者の名誉を傷つけたとの点については、発言者の発言内容をそのまま放送したものであり、事実や発言内容を歪曲するような編集権の濫用にわたる編集はなされていない。

2．作為的な編集により公平さを欠く取扱いがなされたとの主張について

申立人らは、問題点やマイナスポイントだけではなく、美点やプラスポイントについても公平に報道すべきだったと主張している。

しかし、番組制作に当たっては、公正さを心がけ、取材内容を吟味し、事実を事実として伝えることが重要である。政党やその他の団体の問題点やマイナスポイントを報道する際に、美点やプラスポイントを必ず報道しなければならないということはない。

また、今回の取材申し込み過程における当社の取材意図や番組内容の説明についても、取材担当者らは一般の報道取材の場合と比して不足のない説明を行っている。

インタビューについても、抜き打ち的に行ったものではなく、基本的な質問を幹部らが即答できず、譲り合ったりする場面を事実として伝えたものだ。

取材テープの提供については、取材テープは放送・報道目的以外には一切使用しないことにしており、これは他の報道機関も同様である。

3. 放送後の対応について

05年12月18日付けの「公開質問状」については、当社の回答が申立人らの党の宣伝・売名に利用されることを警戒し、また同党のホームページに掲載されるのを回避することを主目的に積極的な対応を行わなかった。

06年2月10日に番組プロデューサーが申立人に電話で連絡、「当社が回答しなかった理由は、いきなり文書を送りつけられたために身構えたのであり、ボタンの掛け違いがあったかもしれない」などと約1時間20分間にわたって説明した。

当社の対応が遅れがちであったことは否定できないが、番組内容については名誉毀損等の問題はない。

・委員会の判断

本委員会は、申立人らの申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書および双方から提出された添付資料・補足資料ならびに被申立人から提出された本件放送の録画を視聴し、また、申立人らおよび被申立人から意見を聴取した。

申立人らは、政治団体「日本公進党」の党首、幹事長ならびに幹事の地位にある者であるが、「事実と異なる誤解を与える放送内容」によって政治家候補者としての信頼を低下させられ、名誉を傷つけられた、また、申立人らの登場シーンについてのみマイナス・イメージを強調するような作為的な編集がなされ、公平さを欠く取扱いがなされたと主張し、被申立人に対し謝罪を求めているので、以下、それらの点について判断する。

1. 政治家候補者としての信頼・名誉が傷つけられたとの主張について

申立人らは政治団体「日本公進党」の幹部役員であるが、「事実と異なる誤解を与える放送内容」によって政治家候補者としての信頼が低下させられ、名誉を傷つけられたと申し立てている。名誉とは人が社会の中で受けている客観的評価のことであり、その社会的評価を低下させることが名誉権を侵害することとなるが、本件においても、申立人らに関する放送内容が、申立人らの社会的評価を低下させた場合には、申立人らの名誉権の侵害があったものといえる。

もっとも、本件申立てのうち、日本公進党本部事務所の紹介場面に加えられた「政党らしく事務所も構えた」とのナレーションが、政治団体である「日本公進党」の名誉を毀損するものであり、「日本公進党」の名誉が毀損された結果、その幹部役員である申立人ら3名の名誉権が間接的に侵害されたことになるとの主張については、「日

本公進党」に対する名誉権侵害の有無は本委員会の審理対象外のものであり（委員会運営規則第5条〔苦情の取扱基準〕第1項第5号）また、間接的な名誉権侵害の主張についても、後述するところと同様に、ナレーションを通して表明された意見ないし論評の前提とされた事実の重要な部分については真実であり、または、真実と信じるについて相当な理由があったと判断されるので、名誉権の侵害はないものと判断する。

また、幹事長であるB申立人の申立てについては、申立人ら3名の役員に対するインタビューの場面が、答えに窮したシーンのみを取り上げて放送し、その後で十分な回答をした場面がすべてカットされるなど、作為的な編集がなされたことによって名誉権が侵害されたというものであるが、後述するように、本件放送の内容は公共の利害に係る事実に関するものであり、その放送は公益を図る目的でなされたものと認められ、かつ、B申立人に係る放送場面が真実でないとは主張されているわけでもないので、名誉権の侵害はないものと判断する。

したがって、以下本項においては、A申立人からの名誉権侵害の申立てに限って、判断することとする。そして、放送された内容が人の社会的評価を低下させたか否かについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきであるが、本件放送番組のうち申立人に関係する放送部分の内容が、「日本公進党」とその党首である申立人の「未熟さ」を強調し、辛らつな批判的コメントを含む内容のものであったことからすると、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断した場合、申立人の社会的評価を低下させる要素があったものといえる。

しかしながら、報道機関の報道は国民の「知る権利」に奉仕するという使命を持つことから、仮に報道によって名誉権が侵害された場合であっても、報道の対象となった事柄が公共の利害に関する事実であり（公共性）、その報道が公益を図る目的でなされ（公益性）、報道された事実が真実であるか、または、その事実が真実であると誤信したことについて相当な理由がある場合（真実性ないし誤信相当性）には、違法性がないものとして法的責任は問わないとする考え方が確立している。

それらの点を本件放送番組についてみると、放送された内容は、昨年夏の「郵政民営化」をめぐるなされた衆議院解散とそれにつづく衆議院議員総選挙が若い世代の関心をひきつけたことを背景として、「政治家を志す若者たち」と題して、政治家志望の若者たちの人物像にスポットをあてて描こうとしたものであって、報道の対象となった事柄は、まさに公共の利害に関わる事実にあたるといえる。加えて、政党や政治団体は、政治的な思想や信条に基づいて国家・社会に働きかけ、一定の目的を追求し、実現しようとする組織体であることから、もともと社会性が高く、公的な存在として国民からのさまざまな意見や批判を甘受すべき地位にあるといえる。その役員についても、たとえ公職にない場合であっても、同様であるといえる。そして、申立人が政

治団体である「日本公進党」の党首という地位にあり、公職を目指して活動していることを考慮するならば、申立人は公人に準ずる立場にあるとみるべきであって、このような場合には、公職への適格性を判断する資料として批判的言論は広く許されなければならないものであり、この点からも、本件放送の内容は、公共の利害に関する事実を報じたものといえる。

また、本件放送は、「政治家志望の若者たち」の生活や思考や行動を伝えることで、若者世代の政治への関心を喚起しようとした趣旨のものであることもうかがわれ、ことさらに申立人に対する非難や人身攻撃を意図して制作、放送されたという事実も認められない。したがって、本件放送は公益を図る目的でなされたものとみてよい。

さらに、放送された内容についてみると、申立人は、本件放送が虚偽の事実を報じていると主張しているわけではないが、「事実と異なる誤解を与える放送内容」によって名誉権を侵害されたと主張している。申立人が「事実と異なる誤解を与える放送内容」と主張しているのは、第一に、申立人の生活を紹介した場面での「政治活動では食えるわけもなく、親のすねをかじった生活」というナレーションと「親のすねをかじった生活」というテロップの挿入、第二に、申立人の母親がインタビューに答えて「安定した職業についてもらいたい。複雑な気持ち」と述べた場面の後に加えられた「親の心配もどこ吹く風」というナレーション、第三に、「JR 駅前での街頭演説の場面」に加えられた「得体の知れない若者の演説」に「町の反応はシビアだ」とのナレーションであり、いずれも放送により摘示された事実を前提とした意見ないし論評の表明による名誉権の侵害を主張するものとみることができる。

そして、意見ないし論評の表明による名誉権の侵害については、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的でなされた場合には、その意見ないし論評の前提とされた事実が重要な部分について真実であるか、または、真実であると信じるについて相当な理由がある場合には、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性がないものとして法的責任は問わないとする考え方が確立している。

本件放送でなされたナレーションおよびテロップの表現は辛らつではあるものの、申立人の日常生活や政治活動の実態を相当程度詳細に取材したうえで意見ないし論評の表明としてなされており、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として考えても、その意見ないし論評の前提とされた事実の重要な部分については真実であり、または、真実であると信じるについて相当な理由があったと判断してよいと考えられる。加えて、申立人の前記のような公人に準ずる立場を考慮すると、本件放送が申立人に対することさらな人身攻撃を意図したものと認められないので、なお公正な論評の範囲内にあるものとみることができる。

以上のことから、本件放送によって申立人の名誉が違法に侵害されたとまではいえないものと判断する。

2．作為的な編集により公平さを欠く取扱いがなされたとの主張について

申立人らは、また、申立人らにかかる放送部分がことさらマイナス・イメージのみを強調するように作為的な編集がなされ、公平を欠く取扱いを受けたと主張している。とりわけ、申立人ら3名の役員に対するインタビューの場面が、答えに窮したシーンのみを取り上げて放送し、その後で十分な回答をした場面がすべてカットされるなど、作為的な編集がなされ、また、取材前に番組内容や取材意図について十分な説明がなされず、取材後もどのような放送内容のものになるのか説明がなく、相当な配慮に欠けていたと主張し、さらに、申立人らは、本件申立事案の審理の公正を期すために、取材テープそのものを申立人らもしくは本委員会に提出すべきであるとも主張している。

これらの点について、被申立人は、申立人らの政治団体幹部としての「未熟さ」がにじみ出たものであり、その「未熟さ」をありのままに伝えたものであって、事実の歪曲や編集権の濫用にあたるようなものではなく、また、一般の報道番組の取材の場合と比べて、番組内容や取材意図の説明が不足していたという事実もなく、政治活動の取材・報道に際して、編集の結果を放送前に被取材者に提示して了解を得るなどの手続を踏むことはあり得ないし、さらに、取材テープを報道目的以外に用いることもあり得ないと反論している。

これらの点についてみると、報道機関の報道は国民の「知る権利」に奉仕するという使命をもつことから、憲法は報道機関に「報道の自由」を認め、また、放送法は放送事業者に「放送番組編集の自由」を認めており、「報道」や「編集」の前提となる「取材活動」についても、憲法や放送法の趣旨・精神に照らして、「取材の自由」が十分に尊重されなければならない。しかも、報道の対象となった事柄が、政党や政治団体の役員の活動である場合には、公職への適格性を判断する重要な資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するためにも、報道・編集・取材のそれぞれの過程で自由が十分に確保されなければならないことはいうまでもない。

本件放送番組の取材・編集・放送に至る一連の経過について、申立人らおよび被申立人の双方の主張を聴取し、事実を検討してみても、前述のように、報道対象となった事柄が公共の利害に関する事実であったことに疑問の余地はなく、本件放送が公益を図る目的でなされたものであり、また、本件放送において申立人らに関してなされた意見ないし論評の表明についても、その前提とされた事実の重要な部分について真実であるか、または、真実であると信じるについて相当な理由があったと判断できるので、申立人らの名誉を違法に侵害するものではない。

また、取材テープの扱いについても、取材テープが報道目的以外に安易に使用されることは、国民の報道機関に対する信頼を失わせ、取材活動にさまざまな制約や障害を生じさせ、その結果、「報道の自由」や国民の「知る権利」に奉仕するという報道機関の使命を損なうおそれがあり、ひいては国民の「知る権利」そのものが制約をこうむるおそれのあることは、被申立人の主張のとおりであり、そのため取材テープを報道目的以外に使用しないこととする扱いは、確立した報道倫理として広く承認されているといえる。

以上のことから、作為的な編集により公平さを欠く取扱いがなされたという申立人らの主張についても、名誉権等の侵害はなく、放送倫理上も問題がないものと判断する。

3．放送後の対応について

申立人らは、さらに、本件番組の放送後の対応について、誠意がなく独善的であると非難している。この間の経緯を整理してみると、本件放送がなされたのが05年11月22日の未明であり、12月3日付けで担当ディレクターと日本テレビあてに質問状と事実確認を求める書状が送付されたが、応答がなかったことから、12月18日付けで当該局あてに公開質問状が送付された。しかし、何の連絡もなかったため、年を越えた1月9日に本委員会事務局に苦情申立について相談がなされた。そして、2月10日になってはじめて担当プロデューサーと電話による話し合いがなされ、さらに3月3日にも公開質問状への回答の可否について電話でやりとりがなされたが、結論には至らなかった。その後、再三、A申立人から電話連絡が試みられたが、連絡が取れない状況がつづき、3月18日に至って、同申立人からの電話に対して、担当プロデューサーが回答文を書くことを約したが、同月30日には回答文作成にまだ時間を要するとの留守番電話連絡がなされた。そして、4月6日になって、担当プロデューサー名の4月4日付け文書が送付されたが、その文書には、「事実をありのままに伝えたものであり、事実を歪曲して編集してもおりません。従いまして、取材手法や編集作業において、謝罪や訂正をすべき点があるとは考えておりません」とあり、「最終回答とさせていただきます」とあった。そのため4月9日付け「申立書」をもって本委員会に対して審理を申し立てるに至った、というものである。

この点について、日本テレビ側は、対応が遅れたことについては認めつつ、担当者が多忙であったことと、回答書が同党の「宣伝・売名活動」に利用される可能性もあったため、「慎重な対応を余儀なくされ」、「可能な限り簡潔で、押印していない文書をもって回答するほかなかった」と弁明している。

しかしながら、以上の経過を見る限り、本件申立てに先立つ苦情申し出に対して迅速な対応がなされなかったと判断されてもやむを得ない面がある。申立人らによる本

件申立ての趣旨および請求内容をみると、当該局が苦情申し出に対してもう少し迅速かつ丁寧に対応していたならば、もっと早期に双方が納得できる形で解決できていたのではないかと判断される。もちろん、以上の事実経過は、あくまで放送後の対応に関するものであって、放送内容の真否や名誉権等の権利侵害、放送倫理違反の成否の判断にかかわるものではないが、苦情の申し出に対しては、迅速に対応することが、放送による紛争を未然に防止し、紛争に至った場合にも早期に解決することを可能にすると考えから、放送内容について被取材者から苦情の申し出を受けた場合には、可能な限り迅速かつ丁寧に対応するよう、当委員会としても特に要望しておきたい。担当者の多忙は、対応の遅延を正当化する理由にはならないことも付け加えておきたい。

4 . 結論

以上のとおり、本件放送によって名誉権を侵害されたという申立人らの主張については理由がなく、作為的な編集がなされ、公平を欠く取扱いを受けたとの主張についても権利侵害や放送倫理に反する点はなかったものと判断する。

・審理経過

審理経過は下記の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2006 . 1 . 9	申立人からBPO事務局に苦情申立ての打診
4 . 9	申立人 「申立書」をBRCに提出
4 . 12	当該局 経緯、見解それに放送済みVTRを提出
4 . 18	第111回委員会で審理入り決定 日本テレビに「答弁書」を要請
4 . 27	「答弁書」を受理 申立人に「答弁書」を送付、「反論書」を要請
5 . 8	「反論書」を受理 日本テレビに「反論書」を送付、「再答弁書」を要請
5 . 15	「再答弁書」を受理
5 . 16	第112回委員会で本格審理、起草委員を選任
6 . 20	第113回委員会でヒアリングと審理
7 . 3	起草委員会で「委員会決定」原案を作成
7 . 18	第114回委員会で「委員会決定(案)」を了承
7 . 26	「委員会決定」を「通知・公表」